

技術者としての専門性を、より確かなものにするために—。

建設業振興基金は、建築・設備系技術者をメインターゲットにした「建築・設備施工管理CPD制度」（通称：ききんのCPD）の運営を通じて、技術者の能力の維持・向上を支援しています。

## CPD制度とは

CPD（Continuing Professional Development）制度は、技術者の継続教育制度です。技術者が自己研鑽した時間をCPD単位として見える化しCPD制度運営団体が客観的に証明します。技術者が、その必要な能力の開発に資する継続的な活動を推進するとともに、その指標を示し、その状況を社会に明示することで、技術者の知識及び技術の向上を目指します。様々な団体がCPD制度を運営しており、建設業振興基金は「建築・設備施工管理CPD制度」（通称：ききんのCPD）を運営しています。



## ききんのCPD 参加登録メリット

（他団体のCPD制度との違い）

### メリット1 登録に資格不要

施工管理技士等の資格は必須ではありません。どなたでもご入会いただけます。

### メリット2 複数の単位取得方法

講習会等の受講による単位取得以外にも、教材での学習や工事表彰等による単位取得の方法もあります。

### メリット3 監理技術者講習で最大10単位取得

通常、6単位しか取得できない監理技術者講習もききんのCPD会員は、必要な要件を満たせば最大10単位取得できます。

※詳細はガイドラインをご参照ください。

### メリット4 会社担当者向けのオプション機能

会社担当者が社員（ききんのCPDの会員）のCPD実績等を一括管理でき、事務作業の効率化につながります。

## 〈CPD単位の活用方法〉

蓄積したCPD単位は、一部の公共工事の入札や経営事項審査※において評価されています。また、会社で十分な教育環境を整備できない場合に、本制度を活用することで、継続教育の場を社員に提供することも可能です。

※「経営事項審査」「公共工事の入札」とともに、評価対象への導入状況や加点数、加点対象団体などについては、必ず各発注者様の公表資料などをご確認ください。

## 「ききんのCPD」の背景と発展

2011年6月に公表された国土交通省「技術者制度検討会とりまとめ」を背景に、2014年6月に建築施工管理分野を対象に開始した本制度。2018年4月には電気工事・管工事を対象に加え、「建築・設備施工管理CPD制度」として再編されました。参加会員数は、2014年度末の777人から2024年度末には25,000人を超えるまでになりました。

